

千葉県行政組織条例（抄）

昭和三十二年九月十日
条例第三十一号

第四章 附属機関

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、県に、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、千葉県麻薬中毒審査会を置くものとする。

3 社会福祉法第十二条第一項の規定により、千葉県社会福祉審議会（同法第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる。

一部改正〔昭和三三年条例二五号・三九年三二号・六〇年三三号・平成二年三八号・八年二六号・一二年一〇号・五三号・六九号・一五年九号・七一号・一九年一一号〕

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

一部改正〔昭和三三年条例二五号・三九年三二号・六〇年三三号・平成一七年一三号・一九年一一号〕

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

一部改正〔昭和三九年条例三二号・平成一八年七号〕

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和三九年条例三二号〕

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

一部改正〔昭和三九年条例三二号・平成一九年一一号〕

（会議の運営等）

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔昭和三九年条例三二号〕

別表第四

附属機関名	組織	構成	定数	任期
千葉県固定資産評価審議会	会長 委員			二年
千葉県公益認定等審議会	会長 委員	法律、会計又は公益法人に係る活動に関し 識見を有する者	三人以上七 人以内	二年
千葉県交通安全対策会議	会長 委員		二十五人以 内	二年
千葉県介護保険審査会		一 被保険者を代表する者 二 市町村を代表する者 三 公益を代表する者	三人 三人 三十人以内	
千葉県障害者施策推進協議会	会長 委員	一 障害者 二 障害者の福祉に関する事業に従事する 者 三 学識経験を有する者 四 関係行政機関の職員	二十五人以 内	二年
千葉県准看護師試験委員	委員長 委員	学識経験を有する者	十人以内	二年
千葉県精神医療審査会	会長 委員			
感染症診査協議会	会長 委員		六人以内	二年
千葉県生活衛生適正化審議会	会長 委員	一 学識経験を有する者 二 生活衛生関係営業者の意見を代表する 者 三 利用者又は消費者の意見を代表する者	六人以内 五人以内 五人以内	二年
千葉県環境審議会	会長 副会長 委員	一 県議会議員 二 学識経験を有する者 三 住民の代表者 四 市及び町村の代表者	四十七人以 内	二年
千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会	会長 副会長 委員	一 知事 二 県公安委員会委員長 三 関係市町村の長 四 関係地方行政機関の長 五 関係道路管理者 六 事業者の代表者 七 住民の代表者	三十五人以 内	
千葉県事業認定審議会	会長 委員	学識経験を有する者	七人以内	三年
千葉県建築審査会			七人	
千葉県開発審査会	会長 委員		七人	二年
千葉県国土利用計画地方審議会	会長 委員	学識経験を有する者	二十五人以 内	三年

備考

- 一 千葉県公益認定等審議会とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三十三条、第三十七条並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の例による委員をもつて組織される同法第五十条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 二 感染症診査協議会とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第二十四条第一項に規定する協議会をいう。
- 三 各保健所に置かれる感染症診査協議会の名称には、それぞれその保健所の名称を冠する。
- 四 千葉県生活衛生適正化審議会とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 五 千葉県環境審議会とは、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関及び環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 六 千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会とは、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十条第一項に規定する協議会をいう。
- 七 千葉県事業認定審議会とは、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
- 八 千葉県国土利用計画地方審議会とは、国土利用計画法第三十八条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。
一部改正〔昭和三三年条例二五号・三四年三三号・三七年三〇号・四一年七号・四四年五二号・四五年四九号・四六年四号・三四号・四七年五号・四八年六号・四九年五七号・五八年四号・六〇年三三号・四一号・六二年四号・六三年一九号・平成四年五号・五年三号・六年三号・二四号・七年六五号・九年二号・一一年五号・三〇号・一二年一〇号・五三号・六九号・一三年三九号・六〇号・一四年七号・三八号・五五号・一五年九号・一七年一三号・五一号・一八年七号・五四号・一九年一一号・二〇年六号・二二年二九号・二四年六号〕